

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】


金融情報 **経営改善貸付（マル経融資）**
（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.3% 上記利率-0.9%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

- 【推薦要件】
- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 - ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
 - ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
 - ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
 - ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

- 【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】
- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある小規模事業者の方となります。
 - ・据置期間の延長（運転3年以内、設備4年以内）が受けられます。


 3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り **資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・ 2月 7日（火）
 - ・ 3月 7日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・ 2月14日（火）
 - ・ 3月14日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

補助金情報

<小規模事業者持続化補助金のお知らせ>

補助対象者：常時使用する従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

対象事業：小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上のための取り組みであること。

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、外注費など
 【活用例】飲食事業者が高性能フライヤーを導入し、〇〇セットをメニューに追加、地元メディアに広告を出稿しコロナ禍においても新規顧客の増加と顧客単価アップにつなげていく。など

受付締切日：第11回締切 令和5年2月20日（月）
 （支援機関確認書の作成依頼は2月13日までにお願いします。）

補助上限額：通常枠50万円（補助率2/3） ※特別枠は上限200万
 申請の手続き：電子申請または郵送により提出。（持参は不可）

電子申請に際しては、J Grants（補助金申請システム）の利用となり、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。
 なお、応募を検討される方は、持続化補助金HPの「申請要領」を必ずご確認ください。



※本補助金は給付金ではありません。
 経営計画書等の審査があり、不採択になる場合があります。
 また、申請には商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要です。
 <問い合わせ先：新津商工会議所経営指導員（近藤・柳・榎）まで>

共済制度 **「さつき共済」配当金のお知らせ**

さつき共済制度の配当額が決まりました。
 ご加入の皆様には今年度の配当金として還元致します。

- ※保険期間：令和3年11月1日～令和4年10月31日分
- ※振込日：令和5年1月25日（水）
- ※振込先：指定口座

今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

相談会

決算申告個別相談会のご案内

【事前にご予約をお願い致します。】

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、本年度より決算申告相談会の日程を2月6日(月)から3月10日(金)までの土日祝日を除く毎日開催することと致しました。

例年、3月は申告相談が大変混み合い担当職員が対応できない場合もありますので、お早めにご予約をお願い致します。

□日時：2月6日(月)～3月10日(金) ※土日祝日を除く

□時間：9:00～12:00/13:00～16:00

※予約時間可能時間は、9:00・10:30・13:00・14:30(1人：1時間30分)

□会場：新津商工会議所3F

□持参書類等

- ・決算書や月別総括集計表(分かるところは全て記入して下さい)
(みんなの青色申告を利用の方は使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル)
- ・前年度の決算書及び所得税確定申告書控え
- ・控除証明書類
- ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ

【税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用された方
又は会議所を通じて申告書類を提出した方】

- ・昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。
予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

【新型コロナウイルス感染症対策のため、次の事項についてご協力をお願いいたします】

- ・相談会は予約が必要です。(予約のない方の相談は対応できませんのでご了承下さい)
- ・マスク着用をお願いします。(マスクをお持ちでない方は入場できません)
- ・会場入口で手指の消毒、体温測定をお願いします。
- ・風邪気味など体調の優れない方は来所をお控え下さい。
- ・感染症の状況により、止むを得ず相談会を中止させていただく場合があります。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

制度改正

令和5年度税制改正のポイントを掲載

日本商工会議所では、令和5年度税制改正の内容を中小企業向けに分かりやすくとりまとめた「令和5年度税制改正のポイント」を作成しました。なお、免税事業者におけるインボイスの負担軽減措置や電子帳簿保存法の要件緩和など、これらの改正内容は各地商工会議所等の意見要望が反映されたものとなっています。※税制改正ポイントは下記URLよりご覧いただけます

<http://niitsu.or.jp/?p=7360>



制度改正

令和5年10月1日からの制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、**原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です!**

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

<インボイス制度特設サイト>

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載しています。(国税庁適格請求書発行事業者公表サイトのリンクも掲載)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



<インボイスの登録方法>

インボイスの登録申請は、登録申請書(適格請求書発行事業者の登録申請書)を管轄地域の「インボイス登録センター」へ郵送するか、e-Taxにより登録を行う必要があります。

※登録申請書は国税庁又は上記特設サイトからダウンロードできます。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm

〔軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えしています。〕
フリーダイヤル：0120-205-553(無料) 9:00～17:00(土日祝除く)